Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER



パットワールド
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 165 2016年11月17日

インドネシア:新商標法の施行

インドネシアにおける商標法の改正につきましては 2014 年 7 月 3 日のパットワールドでお知らせしましたが、インドネシア議会は 2016 年 10 月 27 日に新商標法案を承認し、2016 年 11 月 26 日に施行されます。新商標法はインドネシアにおける商標の登録、保護及び権利行使に関して多数の重要な改正を行っています。以下は改正の要点です。

＊ 異議申立に関して、2ヶ月の公告はこれまで実体審査後になされたが、実体審査前に公告される。方式審査を通過した全ての商標はその後直ちに公告に付され、実体審査後の公告はない。
＊ これまでは登録商標のみ譲渡できたが、出願商標も譲渡できるようになる。
＊ 更新出願は更新期限前 6 ヶ月間又は更新期限後(罰金を納付して)6 ヶ月間申請できる。
＊ 立体商標、音商標及びホログラムを含む非伝統的商標が採択された。
＊ 商標侵害の刑事罰が重くなった。

新商標法の詳細な分析は追ってお知らせします。

(出典:Tilleke & Gibbins)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。